

心豊かでいきいきと暮らするさとづくり



広報たけとみちよう

日本最南端の町の広報誌

白浜海神祭

海 神 祭



細崎ハーリー祭

2017年6月号
No.419

細崎ハーリー祭	2
白浜海神祭	3
お知らせ	4
法定相続情報証明制度	5
年金受給について	6
八重山警察署からのお知らせ	7
お出かけサポート事業	8



竹富町マスコット
キャラクター

平成29年5月末現在
総人口：4,243人
男 性：2,213人
女 性：2,030人
世帯数：2,426戸

細崎ハーリー祭

去る5月29日(月)ユツカヌヒー(旧5月4日)において、細崎(くばさき)ハーリー祭が細崎漁港にて盛大に行われた。

職域ハーリーにおいては14チームが参加し、一糸乱れぬ戦いにおいて、「はいむるぶし」チームが優勝を飾った。また、女性のみのチームにおいては、「小浜保育所レインボーママ,s」が勝利した。

アトラクションでは、細崎婦人部、小浜保育所児童、小浜小学校児童、ゆんたく舞踊愛好会、小浜中学校生徒、細崎壮青年部によるダンスや舞踊、エイサー等が催され会場に華を添えた。アトラクションの最後には、最近完成したという細崎音頭を会場にいた皆さんで踊り祭りを締めくくつた。

ハーリー祭終了後には、細崎集落の住民にて海人の豊漁および航海安全祈願が肅々と執り行われた。



小浜小中学校生徒によるエイサー



小浜保育所児童によるダンス！



小浜壮青年部による余興！



はいむるぶしチーム表彰式



細崎音頭！！ タコタコ、イラブチャ～♪



ゆんたく舞踊愛好会による舞踊！



白浜海神祭



5月29日に白浜公民館

(大城一文館長)主催による
白浜海神祭が白浜漁港にて
執り行われた。

前日の前夜祭では、出店
や多数の余興が催されハーバーに参加する選手や地元
住民が懇親を深め明日への
英気を養った。

当日の競漕では、東西対
抗、学校対抗、職域対抗、婦
人会対抗、公民館対抗ハーバーが行わ
れ、公民館対抗ハーバーにおいては、千立公民館が
4年ぶりの優勝に沸いた。
職域対抗ではカヌーガイド
会が6連覇を成し遂げ、婦
人対抗では白浜が勝利し
た。学校対抗では西表小中
(千立)が優勝を飾った。

また、海上収穫祭では、船
からパインやスイカ等が投
げ込まれ、大人・子供いり
交えてのイベントに会場が
盛り上がった。



海神祭前夜祭の様子♪



海上収穫祭！！

取ったど～！！♪



☆ 竹富町から給付金についてのお知らせ ☆

●支給対象者

【臨時福祉給付金(経済対策分)】

1人につき1万5千円(1回限り)

①基準日(平成28年1月1日)に竹富町に住民登録されている方。

②平成28年度の住民税が課税されていない方。

ただし、住民税が課税されている方の被扶養者や生活保護受給者等である場合などは除きます。

※税の申告を行っていない方は、必ず申告を行ってください。

●申請方法

竹富町から給付金の支給対象者として見込まれる方に対し、申請書(薄緑色の封筒)を送付しますので、同封の誓約事項や記入例等を参照しながら、期間内の申請をお願いします。また、審査に時間を見るため、申請から支給まで約2~3ヶ月を見込んでいます。ご了承ください。

《申請受付期間》

平成29年7月3日(月)~11月2日(木)

お問い合わせ

竹富町役場福祉支援課 TEL: 0980-82-6191

〈受付時間〉平日8時半~12時、13時~17時15分 ※土日、祝日は除きます。

登記相談の予約制について

那覇地方法務局石垣支局では、次のとおり登記申請の手続に関するご相談をお受けしています。相談は予約制です。ご相談を希望される場合は必ず電話等により予約してください。

なお相談に当たっては、申請される登記に必要な添付書類や申請書様式等の説明に限られ、添付書類の不足の有無や申請内容の適否を確認することはできませんので、あらかじめご了承ください。

■相談日：月曜日・水曜日・金曜日(午前9時~午後4時)

※祝日、年末年始(12/31~1/3)を除く。

■相談時間：20分

■予約先：那覇地方法務局石垣支局 電話 0980-82-2004

法定相続情報証明制度がスタートしました！

平成29年5月29日(月)から「法定相続情報証明制度」がスタートしました。

「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局(登記所)に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。この制度を利用することにより、相続登記を含む各種手続で戸籍謄本一式の提出が省略可能(注)となります。「法定相続情報証明制度」の詳しい内容は、法務局ホームページ(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を覗ください。

※相続手続で必要となる書類は各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

お問合せ先：那覇地方法務局石垣支局 電話 0980-82-2004

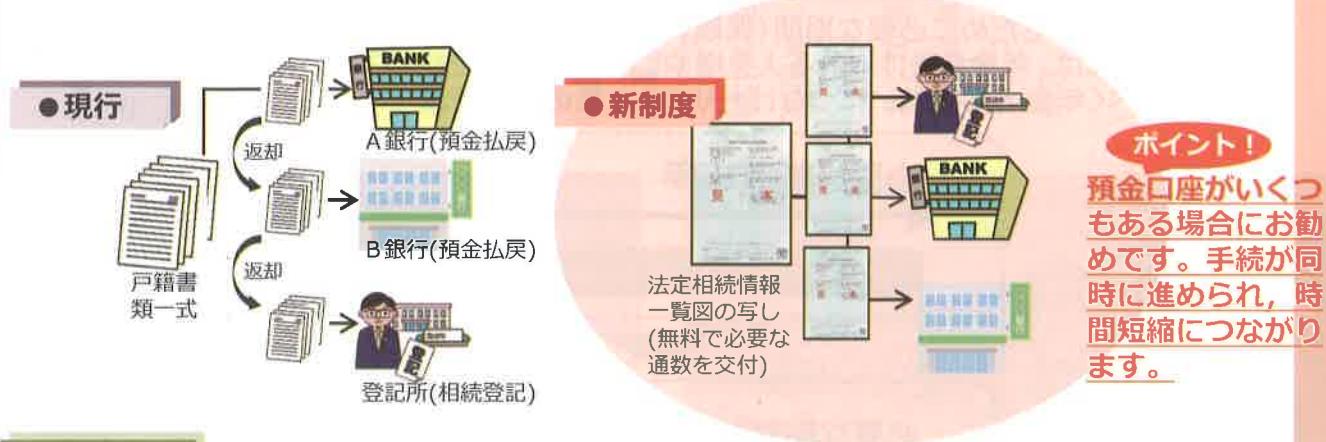
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

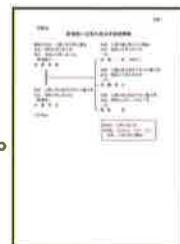
① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1,-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家（※2）に依頼することも可能です。



② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸籍謄本等の返却



※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

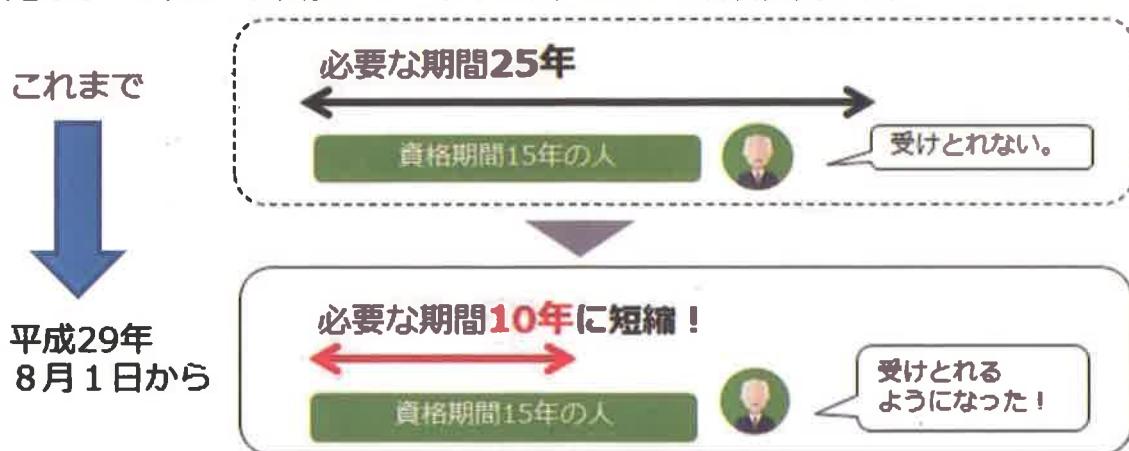
未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

年金を あきらめない 皆さんへ !!

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年に短縮され、これまで年金を受け取ることができなかつた方も年金が受給できる可能性があります。

1. 何がかわるのですか？

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が、25年から10年に短縮されます。これは、年金を受け取れる人を増やしたり、これまで納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげたりするための制度変更です。



2. 対象者は誰ですか？

既に65歳以上の人で、年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年以上の方が対象になります。

対象者には平成29年2月末～平成29年7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」を順次お送りする予定です。

3. 手続きは必要ですか？

日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、必要書類と併せてお近くの年金事務所や街角の年金相談センターまでお持ちください。

4. いつから受給できますか？

既に65歳以上の人で、保険料納付済等期間が10年以上の方は、平成29年9月分が10月にご指定の口座へ振り込まれます。(以降、2か月分の年金が偶数月に振り込まれます)

5. 受給できる年金額はどうなりますか？

年金保険料を納めた期間に応じて支給される年金額が決まります。保険料を納めた期間が長ければ、それだけ年金額が多くなります。また、国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができる場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

6. 問い合わせ

自分が対象者なのか、通知や年金請求書が届いたけれどどうすればいいのかなど疑問が生じた場合は、『ねんきんダイヤル』(0570-05-1165)または石垣年金事務所(0980-82-9211)までお問い合わせください。



八重山警察署からのお知らせ ☎82-0110

特殊詐欺に注意！

事例紹介

本年4月上旬、沖縄県内において警察官等を騙る特殊詐欺事件が発生しました。犯人は警察官や金融機関職員になりすまし、沖縄県内に住む60代男性に、

- 貴方名義の偽造通帳が発見された
 - あなたの預金が狙われているので預金を全額引き出してください
 - 引き出した現金は偽造された金かもしれないのに私たちに預けてください
- などと嘘の電話をかけ、被害者から数回に分けて
現金5,400万円を騙し取りました。

※警察官や金融機関職員が預金を引き出すように指示したり、現金を預けるよう要求することは絶対にありません！！

- お金に関する不審電話にご注意ください。
- 不審電話があった際は、最寄りの警察署へご相談ください。



竹富町

【西表西部・東部地区】



お出かけサポート事業



(事業内容)

リフト付き車両等にて、以下の場所へ送迎。



サービス利用、一週間あたり概ね4回を限度とします。

- 医療機関への通院等

- 公共施設

(離島桟橋・出張所) 等の利用



【利用対象者】

概ね65歳以上の者及び身体障害者等一般の交通機関を利用する事が困難な者。
その他町長が必要と認める者。



(基本運行時間)

8時30分～17時まで



(休業日)

土曜日・日曜日・祝祭日

1月1日～1月3日まで。



お問い合わせ
申し込み先

利用登録の方法
利用登録申請書に関係書類を添えて役場福祉支援課へ提出。審査のうえ、利用対象者となるか判定いたします。

竹富町役場

福祉支援課

82-6191

東部出張所

85-5216

西部出張所

85-6839

